

北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務委託 企画提案競技実施要領

北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務委託

2 委託業務内容

別添の「北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

※ 仕様書は、実施しなければならない最低限の業務を示したものである。

北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等を検討する上で、有益な調査や分析方法等のほか、応募者が有する知見やノウハウなどを生かした提案を積極的に行うこと。

3 委託期間

契約日から令和8年3月23日（月）までとする。

4 契約限度額

7, 152, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、（1）～（7）までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （3）公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （4）公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （6）告示日以前の10年間において、国、地方公共団体、民間企業等から類似業務を元請けとして受託し、履行した実績を有すること（類似業務とは、「産業振興施設の構築・運営、産業振興に関する調査・分析業務」をいう。）

(7) 本企画提案競技に複数の事業者で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が前記(1)から(5)の要件を満たしていること。

イ 代表構成員が前記(6)の要件を満たしていること。

ウ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本企画提案競技に参加していないこと。

6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年3月28日(金)	公募開始(ホームページの公開)
令和7年4月2日(水) 15時必着	質問受付期限
令和7年4月4日(金) 17時までに掲載	質問回答(ホームページへの掲載)
令和7年4月11日(金) 17時必着	企画提案競技参加申込書提出期限
令和7年4月17日(木) 12時必着	企画提案書等提出期限
令和7年4月21日(月) までにメール通知	第1次審査(書類審査) ※応募者が4者以上の場合のみ実施
令和7年4月24日(木)	プレゼンテーション審査 ※第1次審査通過者に対し実施
令和7年4月下旬	契約先候補者決定

7 質問事項の受付及び回答

本件について質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式第1号「北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務委託企画提案競技質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。

メールの件名: 質問書提出_北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務委託

メール送り先: a3760-09@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県 産業労働部 産業拠点整備推進担当 あて

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、県ホームページに掲載する。なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

(3) 受付期限等

受付期限: 令和7年4月2日(水) 15時必着

回答掲載: 令和7年4月4日(金) 17時までにホームページ掲載

8 企画提案競技参加申込書の提出

本企画提案競技への参加を希望する場合は、様式第2号「北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務委託企画提案競技参加申込書」を提出する。

なお、本申込書は押印不要とする。

(1) 提出期限

令和7年4月11日(金) 17時必着

(2) 提出方法

電子メールとする。

メールの件名: 企画提案競技参加申込_北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務委託

メール送り先: a3760-09@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県 産業労働部 産業拠点整備推進担当 あて

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年4月17日(木) 12時必着

(2) 提出方法

ア 提出書類 1部

※ 郵送(書留による)又は持参(平日8時30分から17時まで)

ただし、締切日の4月17日(木)は12時必着

※ 提出書類は、以下の「(4) 提出書類」とする。

イ 提出データ 一式

※ 上記アの書類一式を電子データ化したもの

※ 先に下記提出先に電子データを送付した後に、書類1部を提出すること。

(3) 提出先

埼玉県 産業労働部 産業拠点整備推進担当

住所: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎4階)

電子メール: a3760-09@pref.saitama.lg.jp

(4) 提出書類

ア 企画提案書 **様式第3号**

様式第3号を表紙とし、企画提案の内容を添付すること。

※「9(5) 企画提案の内容について」参照

イ 業務工程表 **様式自由**

仕様書「4 業務内容(1) 産業振興施設の効果的な規模・配置の提案」及び「(2) 配置等の検討に向けた関係者への意見聴取の支援」の業務スケジュールについて、作業項目ごとに示した工程を記載すること。

ウ 業務実施体制調書 **様式第4号**

本業務委託を実施するための社内及び社外の連携を含めた実施体制について記載すること。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者の概要が分かるもの(設立趣旨、事業内容のパンフレット等)や、再委託する業務の内容及び範囲を示すこと。

エ 業務実績調書 **様式第5号**

「5 参加資格(6) 告示日以前の10年間において、国、地方公共団体、民間企業等から類似業務を元請けとして受託し、履行した実績を有すること(類似業

務とは、「産業振興施設の構築・運営、産業振興に関する調査・分析業務」をいう。)」の受託実績について記載すること。なお、実績が多数ある場合は、本業務に関係が深い実績を優先的に、5項目を限度に記載すること。

オ 見積書 **様式第6号**

見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。併せて、仕様書「4 業務内容」を参考に可能な限り詳細な経費を積算した内訳書を添付すること。

カ 会社概要書 **様式第7号**

必要事項を記載し、会社の概要が分かるパンフレット等を添付すること。

キ 実施要領「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書 **様式第8号**

「5 参加資格」の全てに該当する者であることを誓約するもの。

※ 複数の事業者により参加する場合は、「カ 会社概要書」、「キ 実施要領「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書」についてはすべての構成員が提出すること。

(5) 企画提案の内容について

(4) アの企画提案書に添付する書類は任意とするが、仕様書等に基づいて作成し、次のア～ウの内容を含めること。なお、企画提案書に添付する書類は、A4版片面で作成し、ページ数は写真、画像も含め20ページ以内とすること。

ア 仕様書「4 業務内容(1) 産業振興施設の効果的な規模・配置の提案」において、どのような視点により、提案する産業振興施設の規模や配置を導き出すかについて、具体的に示すこと。また、活用できるノウハウや知見、資料について提案すること。

イ 仕様書「4 業務内容(2) 配置等の検討に向けた関係者への意見聴取の支援」において、本業務の目的を理解し、具体的な視察調査の候補先や徴取項目、とりまとめの形式などについて具体的に示すこと。

ウ 本業務による成果をより一層高めるために、上記ア及びイ以外の事項、もしくは全体を通じて特筆すべき提案事項があれば記述すること。

(6) 資料の閲覧について

ア 閲覧図書 北部地域産業振興機能等調査検討業務報告書(令和4年度)
北部地域産業振興施設等調査検討業務報告書(令和5年度)
北部地域振興交流拠点のうち産業振興施策及び施設に係る運営手法等の調査検討業務報告書(令和6年度)

イ 閲覧場所 埼玉県 産業労働部 産業拠点整備推進担当 執務室
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(本庁舎4階)

ウ 閲覧期間 令和7年3月28日(金) 9時から
令和7年4月17日(木) 12時まで

エ 閲覧方法 閲覧時間は原則1時間以内とし、担当者に閲覧日前日までに予約をとること。他者の予約等により閲覧時間が確保できない場合は、閲覧をすることができない場合がある。

閲覧を希望する場合は閲覧前に「閲覧に関する誓約書」**様式第9号**に署名の上、提出すること。

閲覧においてカメラの使用は認めるが、コピーの使用は認めない。

(7) その他

- ア 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。
- イ 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。
- エ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

10 契約先候補者の決定方法

(1) 審査方法

契約先候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、「北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）」においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、最も評価点が高かった提案者を候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時・場所

〈日時〉令和7年4月24日（木）

〈場所〉埼玉県庁周辺を予定

※ 参加者に対して実施日、開始時間、会場等を電話又は電子メールで連絡する。

※ 原則、対面での開催を予定しているが、オンラインで開催する等、開催方法を変更する可能性がある。なお、その場合は詳細が決まり次第連絡する。

イ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者当たり20分以内、企画提案に対する質疑は1者当たり20分程度とする。

ウ 出席者

1者につき3名以内、主たる説明者は本業務を実施する際の実務担当者とする。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとし、パソコンの持ち込みも可能とする。

(3) 第1次審査（書類審査）

応募者が4者以上の場合は、企画提案書及びその他提出書類による第1次審査を

実施し、第1次審査を通過した者（3者程度）のみプレゼンテーション審査を行う。

なお、第1次審査の結果（未実施の場合含む）は、応募者全員に令和7年4月21日（月）までに電子メールで通知する。

（4）審査基準

審査項目、審査の視点及び配点は次のとおりとする。

区分	審査項目	審査の視点	配点	評価点
経験・能力、 業務の実施体制 (30点)	業務実績調書	① 類似業務の受注実績において、十分な成果を有しているか(類似業務とは、「産業振興施設の構築・運営、産業振興に関する調査・分析業務」をいう。)	5点	
	業務実施体制 調書、 業務工程表、 会社概要書	② 業務を運営管理する体制は適切か	5点	
		③ 業務責任者を含めた配置予定者が本業務に必要な専門性や経験等を有しているか (プレゼンテーション審査における説明及び質疑応答内容を含む)	10点	
		④ 業務量と業務の実施手順を的確に把握し、妥当性の高い業務工程であるか (プレゼンテーション審査における説明及び質疑応答内容を含む)	10点	
企画提案内容 (60点)	企画提案書	⑤ 提案内容に具体性、実現可能性があるか。	5点	
		⑥ 仕様書4(1)「産業振興施設の効果的な規模・配置の提案」に例示するような項目について、留意点を踏まえつつ、どのような視点で提案を作成するか明確に示されているか。		
		ア 中小企業や起業家の課題に応じた経営支援やネットワークづくりなどのワンストップ支援	15点	
		イ 北部地域の特色を踏まえた産業振興	10点	
		ウ 北部地域及び施設周辺の活性化	10点	
		エ 利用者の利便性や運営の効率性(DXの活用を含む)	10点	
		⑦ 仕様書4(2)「配置等の検討に向けた関係者への意見聴取の支援」について、本業務の目的を理解し、視察先候補のほか、徴取項目やとりまとめに向けた考え方や方向性が具体的に示されているか。	5点	
⑧ 本業務の効果を促進させるための独自の提案、もしくは有益な提案が積極的になされているか	5点			
その他 (10点)	見積書	⑨ 経費の見積内容の項目や算出根拠は合理的かつ妥当なものであるか	5点	
	所在地	⑩ 県内に本店又は契約の主体となる支店営業所等を置く企業	5点	
合計			100点	0点

（5）選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して令和7年4月下旬に電子メールで通知する。

1.1 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合
- (3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 2 契約の相手方の決定方法等

- (1) 業務内容に関する細目事項について、候補者と県の間で協議の上、別添「北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務委託契約書(案)」により業務委託契約を締結する。その際、企画提案の内容等により仕様書の一部を変更することがある。
- (2) 候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、「5 参加資格」を満たさなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、評価が2番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。新たな候補者が辞退等した場合は、次に評価が高かった者を新たに候補者とし、協議を行う。
- (3) 協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。
- (4) 契約締結までの間に埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

1 3 企画提案書等の情報公開

契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

1 4 契約保証金等について

- (1) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 本企画提案競技に係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1 5 問い合わせ先

埼玉県 産業労働部 産業拠点整備推進担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎4階)

電 話：048-830-3742

電子メール：a3760-09@pref.saitama.lg.jp